

キャンピングカー(トレーラーハウス)等の建築基準法上の取扱いについて

平成16年秋期部会

1 キャンピングカー(トレーラーハウス)等(起動装置を備えない車両で、自動車等により目的地まで牽引し、住宅・事務所・店舗等として使用するもの(屋内的用途と認められるもの)以下トレーラーハウスという。)のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物として取り扱う。

- (1) トレーラーハウスの移動に支障のある階段・ポーチ・ベランダ・柵等があるもの。
- (2) 給排水・ガス・電気・電話・冷暖房等のための設備配線配管等をトレーラーハウスに接続する方式が、脱着式(工具を要さずに取り外すことが可能な方式)でないもの。
- (3) その他、トレーラーハウスの規模(床面積・高さ・階段等)・形態・設置状況等から、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。

【解説】

1 本文(1)中の「移動に支障のある」ものには、次のものも該当する。

- (1) 車輪が取り外されているもの、又は車輪は取り付けられているが走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。
- (2) 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの(支持構造体を取り外すためにはその一部を破壊することが必要な場合等)。
- (3) トレーラーハウスの敷地内に、トレーラーハウスを移動するための通路(トレーラーを支障無く移動することが可能な構造(勾配・幅員・地盤等)を有し、トレーラーハウスの位置から公道に至るまで連続しているもの。)がないもの。

2 「廃バス利用」についての取扱い

廃バスを屋内的用途として利用していると認められるもので、土地に定着(随時かつ任意に移動できるものを除く)しているもの、又は本文(2)(ライフラインの配線配管)に該当するものについては建築物として取り扱う。

なお、バスとは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車であって、11人乗り以上のものであり、これを道路運送車両法第15条の規定により抹消登録をしたのが廃バスである。

<参考>

昭和62年12月1日住指発第419号、昭和9年3月31日住指発第170号
平成17年度日本建築行政会議全国会議